**百舌鳥・古市古墳群　来訪者受入方策にかかる調査分析事業　委託仕様書**

**１　業務名**

百舌鳥・古市古墳群　来訪者受入方策にかかる調査分析事業

**２　業務目的**

百舌鳥・古市古墳群が大阪で初となる世界遺産に登録されてから１年が経過し、メディア露出が減少したことに加え、新型コロナウイルスの影響により、百舌鳥・古市古墳群への来訪者は減少傾向にある。

このような状況のもと、百舌鳥・古市古墳群を、今後も永きにわたり守り伝えていくために、継続してその価値や魅力を広く発信することが重要である。

本事業は、より効果的な情報発信と、来訪者受入れのための適切な環境整備等にかかる今後の取組の参考とするための課題整理やデータ収集を目的とした調査・分析を行う。

**３　契約期間**

契約の日から令和３年３月31日（水）まで

**４　委託上限額**

4,500千円（消費税及び地方消費税を含む）

**５　業務内容**

次の（１）から（３）の調査研究を実施し、データの収集・分析を行い、その結果に基づき（４）のとおりレポートを作成する。

【共通の留意点】

|  |
| --- |
| ・事業に当たっては、百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議（以下、保存活用会議）、大阪府、堺市、羽曳野市、藤井寺市がすでに行っている来訪者受入方策を理解したうえで実施すること・調査、研究、分析を適切に実施するためのスキルや経験を有する人員を配置すること・調査設計期間、調査時期や分析期間などが効果的かつ実現可能な形で提案すること・調査項目の設定や調査結果の収集・管理にあたっては、関係法令を遵守すること・百舌鳥古墳群、古市古墳群の特徴を考慮した調査・分析を行うこと・調査にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策に十分留意すること |

（１）「百舌鳥・古市古墳群」の来訪者に対する満足度調査

①課題

・百舌鳥・古市古墳群への来訪者ニーズに応える施策を行うため、過去に来訪された方の動機や、受入環境整備状況についての満足した点や不満に感じた点の情報が必要。

・百舌鳥・古市古墳群を来訪した際に、古墳そのものの価値について十分に理解することが出来たかについての状況把握が必要。

・リピーターを増加させるためには、どのようなものが整備され、どのような態勢が必要かについて、具体的なニーズの把握が必要。

②調査内容

・2018年7月以降～現在までに百舌鳥・古市古墳群を来訪した方を対象とした調査を行う。

・来訪の目的、来訪回数、移動手段・ルートなど、来訪者の動態について調査を行う。

・古墳そのものの魅力に加え、周辺の施設や駐車場等の整備状況、情報の得やすさ等も加えた満足度を調査し、満足できた点と不満に感じた点の調査を行う。

③留意点

|  |
| --- |
| ・性別、年代別等に分けたデータ分析が出来るようサンプルを抽出すること・来訪者のサンプル数は500件以上とし、百舌鳥古墳群、古市古墳群それぞれ同程度となるよう考慮すること。・回答者の観光に関する趣味・指向（観光目的や旅行頻度等）等、クロス集計を想定した質問項目を設定すること |

（２）「百舌鳥・古市古墳群」への来訪予定者等に対する意向調査

①課題

・世界遺産登録からまだ日が浅い百舌鳥・古市古墳群においては、さらなる認知度の向上が必要。

・百舌鳥・古市古墳群が目的地として選ばれるために、どのような情報、魅力、機会が必要であるかについてのデータが必要。

・来訪予定者が旅行プランを立てる際に利用する情報源についての状況把握が必要。

②調査内容

・百舌鳥・古市古墳群を（１）の期間内に訪れたことがなく、将来的に来訪意向のある方を対象に調査を行う。

・古墳周辺の環境整備状況やその他施設や駐車場等の状況、旅行プランを立てる際に利用する情報の入手方法等、百舌鳥・古市古墳群に期待する受入環境整備についての調査を行う。

③留意点

|  |
| --- |
| ・性別、年代別等に分けたデータ分析が出来るようサンプルを抽出すること・来訪者のサンプル数は500件以上とすること・アンケート調査をする際においては、画像、動画等を利用するなど、参考となる現地情報を提示しながら来訪意欲の高まる情報についても調査を行うこと・回答者の観光に関する趣味・指向（観光目的や旅行頻度等）等、クロス集計を想定した質問項目を設定すること |

（３）「百舌鳥・古市古墳群」の受入環境整備の充実に係る調査研究

①課題

・多様化する来訪者のニーズに応えつつ来訪者の満足度を高め、リピーターを増やすための受入環境整備が必要。

・地域との継続的な協働のため、百舌鳥・古市古墳群それぞれのエリアが持つ高い価値や潜在的な魅力を磨き上げ、わかりやすく発信することを通じて、住民のシビックプライドをさらに醸成させることが必要。

②調査内容

・調査員が実際に百舌鳥・古市古墳群を調査し、（1）及び（2）で得られた結果をもとに受入環境の整備状況を確認し、今後さらに整備が必要な受入環境について分析を行う。

・他地域で先進的に実施されていて、百舌鳥・古市古墳群にはない取組みについての調査研究などを通じて、今後の受入環境整備のために必要な調査・分析を行う。

・観光関連事業者や地域で活動する団体等にヒアリングを行い、来訪者増加に向けた課題や受入環境整備に関する課題について調査・分析を行う。

③留意点

|  |
| --- |
| ・（１）、（２）の集計結果が得られた段階で保存活用会議に中間報告を行い、その後の調査・分析の業務の進め方等について保存活用会議と協議を行うこと・他地域の先進的な事例については、世界遺産に限らず、文化財等を活用した観光地の取組みも広く調査の対象とすること |

（４）レポート・提案

以下の内容についてレポートを作成し、保存活用会議に対して今後の取組についての提案や助言を行うこと。

・調査結果について、年齢別、性別等に分けて集計するとともに、実施した調査研究の内容及びその分析手法などについてレポートとしてまとめること。

・百舌鳥古墳群、古市古墳群、それぞれの魅力と課題及び来訪者受入状況の分析を行い、今後それぞれのエリアで目指すべき方向性について提案すること。

・短期的な観点に加え、中長期的な観点から、今後、百舌鳥・古市古墳群における来訪者増加に有効な施策について、古墳そのものの魅力の見せ方や受入環境の整備、観光モデルコースの設定や情報発信方策等、具体的に提案すること。

**６　委託における留意事項**

・ 受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、保存活用会議の指示に従うこと。

・ 受託者は、業務（調査）の具体的な内容については、保存活用会議と協議の上で決定すること。

・ 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、保存活用会議へ報告すること。

・ 受託者は、事業開始時までに業務実施計画書を保存活用会議に提出すること。

・　受託者はプライバシーの保持に十分配慮するとともに、事業実施上知り得た個人情報を紛失し、又は事業に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。

 また、他の機関等に個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じること。

・ 事業実施状況については、保存活用会議に随時報告すること。

**７　成果物の提出**

受託者が保存活用会議へ提出する成果物は以下のとおりとする。

・ 受託者は、事業終了後、事業完了報告書及び成果物として、「レポート・提案（業務５（４）参照）」とともに、本事業で実施した調査・分析等一式（収集したデータそのものを含む）を保存活用会議に提出すること。（詳細は、別途受託者に指示する。）なお、成果物は、印刷物の外、電子データでも提出すること。なお、当該電子データは、今後保存活用会議において、ホームページ等で自由に利用することができるものとする。

**８　著作権等の取り扱い**

・ 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は保存活用会議が保有する。

・　成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。

・　納入される成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

**９　再委託について**

採択された委託事業の一部（調査等）について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託先、業務範囲、必要性、金額、履行体制に関する事項を記載した計画書を提出し、保存活用会議の承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

ア　業務の主要な部分を再委託すること。

イ　契約金額の相当部分を再委託すること。

ウ　公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。

エ　随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

**10　その他**

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、保存活用会議と受託者で協議の上、業務を遂行すること。